

名古屋芸術大学科学研究費補助金事務取扱規程

(趣旨)

第1条 名古屋芸術大学（以下「本学」という。）における文部科学省並びに独立行政法人日本学術振興会等の科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の事務の取扱いについては、法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 科研費の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (2) 直接経費 科研費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 科研費の補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

(応募資格者)

第3条 本学に所属する者のうち、科学研究費助成事業の応募時点において、研究活動を行うことを職務に含む者及び研究活動に実際に従事している者（研究の補助は除く。）で、次に掲げる者を科学研究費助成事業の応募資格の要件を有する者とする。

- (1) 本学の専任教員
- (2) 前号のほか、学長が認めた研究者

(事務処理の委任)

第4条 学長は、研究者が交付を受ける科研費に係る事務を経営本部学務部教育研究支援チーム（以下「教育研究支援チーム」という。）及び経営本部業務部財務・経理チーム（以下「財務・経理チーム」という。）に委任するものとする。

2 教育研究支援チームは、科研費に係る諸手続きとして次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応募・交付申請に関すること。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に関すること。
- (3) 直接経費の管理及び収支簿作成に関すること。
- (4) 実績報告等に関すること。
- (5) 研究成果報告に関すること。
- (6) 間接経費の管理及び執行実績報告に関すること。

3 財務・経理チームは、前項に係る経理事務を行う。

(直接経費の管理)

第5条 教育研究支援チームは、本学の指定した銀行口座に、科研費の直接経費を受け入れ、研究者ごとに収支簿を作成し管理する。

(直接経費の使用)

第6条 出張旅費の支払いは、本学の出張旅費規程を適用する。

- 2 購入した物品の検収について、図書は図書館、設備及び備品は経営本部業務部総務チーム（管財）、その他の物品は教育研究支援チームの各担当者（以下「検収担当者」という。）が行うものとする。
- 3 検収担当者の検収印のない物品の支払いは、原則として行わない。
- 4 購入した物品は、必ず当該研究年度内に納入されていなければならない。

(間接経費の管理)

第7条 教育研究支援チームは、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、直ちに本学の雑収入として指定した銀行口座に受け入れ、管理するものとする。

(間接経費の使用)

第8条 教育研究支援チームは、間接経費を本学の管理等に必要な経費として使用するため、学長の承認を得て使用しなければならない。

- 2 間接経費の使用に関しては、名古屋芸術大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針に基づき行うものとする。

(備品及び図書の寄付)

第9条 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）については、当

該研究者から本学に寄附するものとする。

2 学長は、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還するものとする。

(研究分担者の分担金)

第10条 教育研究支援チームは、研究分担者の所属する研究機関に分担金を送金する。

2 分担金の配分を受けた研究分担者は、次の各号のいずれかに該当する場合、未使用の分担金を本学に返還しなければならない。

- (1) 研究代表者が、当該の科研費による研究を中止した場合
- (2) 研究分担者が、当該の科研費による研究から外れた場合

(説明会の実施)

第11条 教育研究支援チームは、年1回以上、科研費に関する説明会を教職員を対象に実施することとする。

(内部監査の実施)

第12条 監査室は、法令の定めにより、年1回以上、内部監査を実施することとする。

(関係書類等の保管)

第13条 教育研究支援チームは、科研費の経理に係る関係書類を整理し、補助金分については科研費の交付を受けた年度終了後5年間、基金分については補助事業期間終了後5年間、及び一部基金分については全ての研究期間終了後5年間保管するものとする。

(所掌部署)

第14条 この規程に定める科学研究費補助金に関する事務は、経営本部学務部において処理する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、学長会議の議を経て、学長が定める。

2 他省庁の科研費及びその他の競争的研究資金の運用に際しても、この規程を準用するものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長室会議の議を経て、学長が行う。

2 前項の改廃は、常任理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (学院の事務組織の改編に伴う改正等)

この改正規程は、令和3年7月14日から施行し、令和2年10月1日から適用する。